

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
2 t 弾薬トレーラ	G W - D 0 1 3 7 0 1 N	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成 1 2 年 9 月 2 7 日
	変 更	令和 7 年 1 0 月 2 3 日
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、 $3\frac{1}{2}$ tトラックなどに連結し、主に155mmりゅう弾砲の弾薬輸送に使用する2t弾薬トレーラ（以下，“トレーラ”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、J I S D 0 1 0 1，J I S D 0 1 0 2，J I S D 0 1 0 5及びG L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

空車状態

トレーラに潤滑油などを全量搭載し、附属品を取付位置などに収納した状態をいう。

1.2.2

最大積載状態

空車状態のトレーラに、最大積載質量2 0 0 0 k gの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S D 0 1 0 1	自動車の種類に関する用語
J I S D 0 1 0 2	自動車用語－自動車の寸法，質量，荷重及び性能
J I S D 0 1 0 5	トラックの普通荷台に関する用語
J I S D 4 1 0 2	空気入りタイヤ用ホイール及びリム－用語・呼び・表示
J I S D 4 2 0 2	自動車用タイヤ－呼び方及び諸元
J I S D 6 6 0 1	フルトレーラ用ドローバーアイの形状・寸法及び作動範囲
J I S D 6 6 0 6	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
J I S K 5 5 7 2	フタル酸樹脂エナメル
J I S K 5 6 5 1	アミノアルキド樹脂塗料
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

b) 仕様書

D S P D 0 0 0 3	$3\frac{1}{2}$ tトラック
D S P L 4 7 6 8	帆布

c) **法令等**

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

技術変更提案の処理について（通達）[陸幕装計第104号（令和6年2月14日）]

2 製品に関する要求

2.1 構成

構成は、次による。

- a) 走行装置
- b) ブレーキ装置
- c) 懸架装置
- d) フレーム
- e) けん引装置
- f) 脚
- g) 荷台
- h) 灯火類
- i) 附属装置など

2.2 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品とする。

2.3 構造・形状・寸法・質量

2.3.1 構造

構造は、次によるほか，“自衛隊の使用する自動車に関する訓令”（以下，“訓令”という。）に適合しなければならない。

なお、細部は、承認図面による。

- a) 走行装置は、1軸2輪とし、次による。
 - 1) 車軸は、死軸式とする。
 - 2) タイヤは、JIS D 4202の12R22.5-14PRチューブレスとし、パターンは、ブロックのものを2本取り付け、リムは、JIS D 4102による呼びが22.5×8.25 10本ボルト取付用とする。
- b) ブレーキ装置は、次による。
 - 1) 常用ブレーキは、フルエア式とし、走行中にけん引車両とトレーラが離れたとき、自動的に制動する非常用ブレーキ装置を設ける。

なお、エアホース先端にエアブレーキカップリングを取り付け、エアホースの長さは、けん引走行中に必要な長さとする。
 - 2) 駐車ブレーキは、機械式車輪制動形又は空気式車輪制動形の手動ブレーキとし、レバー式又はハンドル式の駐車ブレーキの操作具を荷台前方左側に取り付ける。
- c) 懸架装置は、縦置き半だ円板ばね式の車軸懸架とし、ショックアブソーバは、筒形油圧単動式を用いる。
- d) フレームは、コ形及びロ形断面のはしご形とする。
- e) けん引装置は、次による。
 - 1) コ形断面のけん引棒を、フレーム前方に八の字形に取り付ける。ただし、けん引棒は、フレ

ームと一体構造とする。

- 2) ドローバーアイ¹⁾ をけん引棒の先端に取り付ける。

注¹⁾ J I S D 6 6 0 1の形状及び寸法による。

- 3) フック付きの鎖を、けん引棒先端の右側及び左側にそれぞれ取り付ける。

なお、鎖の長さは、けん引走行に必要な長さとする。

- 4) 7極電線カップリング²⁾ を取り付けしたケーブル³⁾ をトレーラ前方に配線する。

なお、ケーブルの長さは、けん引走行に必要な長さとする。

注²⁾ J I S D 6 6 0 6の7 T P - 1

注³⁾ J I S D 6 6 0 6の**附属書**によるジャンパケーブルの7 T C

- f) 脚は、車輪付きの折り畳み収納式とし、けん引棒先端下部に取り付ける。

なお、車輪は、鋼製又はゴム巻き製で適宜なオフセット（160 mmを基準）を設け、360度回転可能とし、脚の右側及び左側に取っ手を設ける。

- g) 荷台は、次による。

- 1) 荷台は、ほろ付きの鋼製一方開きとし、溶接によってフレームに固定する。

なお、フック付き鎖を右側及び左側あおり後部にそれぞれ取り付ける。

- 2) 床板は、厚さ3.2 mm（標準）の平鋼板とする。

なお、水抜き穴を床板前部の左右に設ける。

- 3) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、弾薬パレット固定用ストラップを図1に示すように取り付け可能な構造とする。

- 4) ほろ骨は、鋼製とし、右側及び左側あおり上部にそれぞれ取り付ける。

なお、ほろ骨は、外側に折り畳みが可能で、かつ、取り外し可能な構造とする。

- h) 灯火類は、表1を標準とする。

なお、使用する電球は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品とする。

表1－灯火類

名称		規定		数量
制動灯兼尾灯		2 4 V	2 1 / 5 W	各 2
番号灯		2 4 V	1 2 W	
方向指示器 ^{a)}		2 4 V	2 1 W	
車幅灯		2 4 V	0. 3 W	
後退灯		2 4 V	2 1 W	
管制灯	制動灯	2 4 V	5 W又は6 W	
	尾灯			
注 ^{a)} 非常用点滅表示灯と兼用				

- i) 附属装置などは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- 1) ブレーキ用エアカップリングの取付具をフレーム前部に取り付ける。

- 2) 7極電線カップリングの取付具をフレーム前部適宜な位置に取り付ける。

- 3) ほろ取付用フックを荷台前面、左右側面及び後面に取り付ける。

- 4) 通常用灯火と管制用灯火の切替スイッチをフレーム左側前部に取り付ける。

- 5) 泥よけゴム付きのフェンダを荷台の左右外側にそれぞれ取り付ける。

- 6) 担い用金具をけん引棒前方の右側及び左側に取り付ける。

- 7) タイヤチェーンが装着可能な構造とする。
- 8) 施錠が可能な信管収納箱を荷台前方に取り付ける。
- 9) 自動車番号標をトレーラの後部に取り付ける。

2.3.2 形状・寸法

形状及び寸法は、図2を標準とする。

なお、細部は承認図面による。

2.3.3 質量

質量は、表2を標準とする。

なお、細部は承認図面による。

表2－質量

単位 k g	
区分	質量
空車状態の質量	1 5 0 0 以下
最大積載状態の質量	3 5 0 0 以下

2.4 塗装

塗装は、十分な防せい処理を行った後に、次の上塗りを行う。

なお、細部は、承認図面による。

- a) 車体外部は、次のいずれかによって塗装し、塗色は、NDS Z 8 2 0 1の色番号2 3 1 4（OD色 7. 5 Y 3 / 1）とする。
 - 1) J I S K 5 5 7 2の半つや外部用又は同等品
 - 2) J I S K 5 6 5 1の半つや外部用又は同等品
- b) 車軸及び懸架装置（ディスクホイールを含む。）は、黒とし、契約の相手方の仕様によって塗装する。

2.5 外観・性能・機能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) 外観の仕上げ良好で、きず、割れ、まくれその他の有害な欠陥があってはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあってはならない。

2.5.2 性能・機能

性能及び機能は、表3の試験方法に適合しなければならない。

2.6 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z 0 0 0 0 0 1の2.3によるほか、NDS Z 8 0 1 1の1種銘板を荷台前面左側に取り付ける。

なお、細部は、承認図面による。

2.7 標識・自動車番号標

標識及び自動車番号標は、訓令による。

3 品質保証

3.1 試験

試験方法は、表3による。

表3－試験方法

項目	試験方法	判定基準
ねじ部品類	—	2.2による。
構造		2.3.1による。
形状	目視による。	2.3.2による。
寸法・質量	空車状態で、トレーラの全長、全幅、輪距、最低地上高及び荷台の寸法並びに質量について、計測器を使用して計測する。	2.3.2及び 2.3.3による。
外観	目視による。	2.5.1による。
最大安定傾斜角	訓令の規定に適合する。	
運行性能	最大積載状態で、けん引車両に連結し、平地、坂路、長坂路、舗装路、砂利道などを含む試験路を50 km以上走行し、その間各装置の機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	異常があつてはならない。
制動装置性能	訓令の規定に適合する。	
非常用ブレーキ	空車状態で、けん引車両に連結し、けん引車両の機関を始動させ、空気圧が490 kPa以上になったら、トレーラのブレーキエアホースを切り離し、けん引車両を低速発進させ、トレーラの制動状態を調べる。	異常があつてはならない。
機能	空車状態で、けん引車両に連結して、10 km（標準）走行し、機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	
塗装	目視による。	2.4による。
製品の表示		2.6による。
注記 表3中のけん引車両は、DSP D 0003とする。		

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

なお、細部は、承認図面による。

表4－附属品

品名	数量	摘要
シートカバー	1	DSP L 4768のビニロン・ポリエステル交織帆布10号相当とし、防炎性に優れたものとする。
弾薬パレット固定用ストラップ	3	縦用
	4	横用

5.2 無償貸付品

無償貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、DSP D 00031両を貸付ける。

なお、貸付けについての手続き、取扱いについては、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.3 承認用図面等

契約の相手方は、2.3、2.4、2.6及び5.1によって、契約後速やかに承認用図面及び色見本を作成し、契約担当官等の承認を受ける。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の2.2及び箇条6による。

5.4 納入書類

5.4.1 申請書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指示する場合を除き、訓令に基づく適用除外申請のため、次に示すうちa)及びb)各4部を契約後速やかに契約担当官等を経由の上、調達要求元に提出する。ただし、c)に示す書類についても、調達要領指定書によって指定する場合は、提出する。

なお、2回目以降の調達において、品目特性などの変更がない場合には、省略してもよい。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 主要部強度計算書

5.4.2 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トレーラ1両ごとに表5とする。

表5－添付書類

番号	名称	数量	摘要
1	取扱説明書 ^{a)}	各 1	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.1 a)による。
2	整備資料（第 1 種） ^{a)}		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.2 a)による。
3	部品表（第 1 種） ^{b)}		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.3 a)による。
4	納入装備品等の契約不適合に関する契約条項		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。
注 ^{a)} 自衛隊車両に適合する給油図及び定期交換部品の交換周期表を含む。			
注 ^{b)} 取扱説明書に含まれる場合は、添付を省略してもよい。ただし、その場合は、事前に調達要求元へ確認する。			

5.4.3 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表6による。
- b) 提出要領は、書面を基準とし、電子媒体で提出する場合は、その旨を事前に提出先に確認する。
- c) 別契約（過年度の契約を含む。）において、表6の書類を提出したことがあり、かつ、書類の内容に変更がない場合は、提出を省略してもよい。ただし、その場合は、当該書類に代えてその旨を記した提出書類省略願（様式適宜）を提出する。

表6－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期	摘要
1	取扱説明書	各 1	陸上自衛隊 補給統制本部 火器車両部	納入時	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.1 a) による。
2	整備資料（第 1 種） ^{a)}				G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.2 a) による。
3	部品表（第 1 種） ^{a)}				G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 7.3 a) による。
4	部品価格表				—
5	完成品写真 ^{b)}	一式		完成検査合格後	前方，後方及び左右側方とする。
注^{a)} 取扱説明書に含まれる場合は，提出を省略してもよい。ただし，その場合は，その旨を事前に提出先へ確認する。 注^{b)} 提出要領は，カラーキャビネ版 4 面又は 1 6 0 0 ピクセル×1 2 0 0 ピクセル以上のサイズの電子画像データ（J P E G フォーマット）とする。					

5.5 技術資料

契約の相手方は，検査資料その他必要な技術資料を官側の要求によって，開示しなければならない。

5.6 技術変更提案

契約の相手方は，技術変更提案する場合は，要求元に事前審査を受けた後，“技術変更提案の処理について（通達）”の別冊によって，契約担当官等に提案する。

5.7 官側の支援

トレーラの製造に当たり，トレーラの現物確認などの必要性が生じた場合，事前に官側と十分な調整を図り，その調整事項によって官側の支援を無償で受けることが可能である。

5.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の 8.3 による。

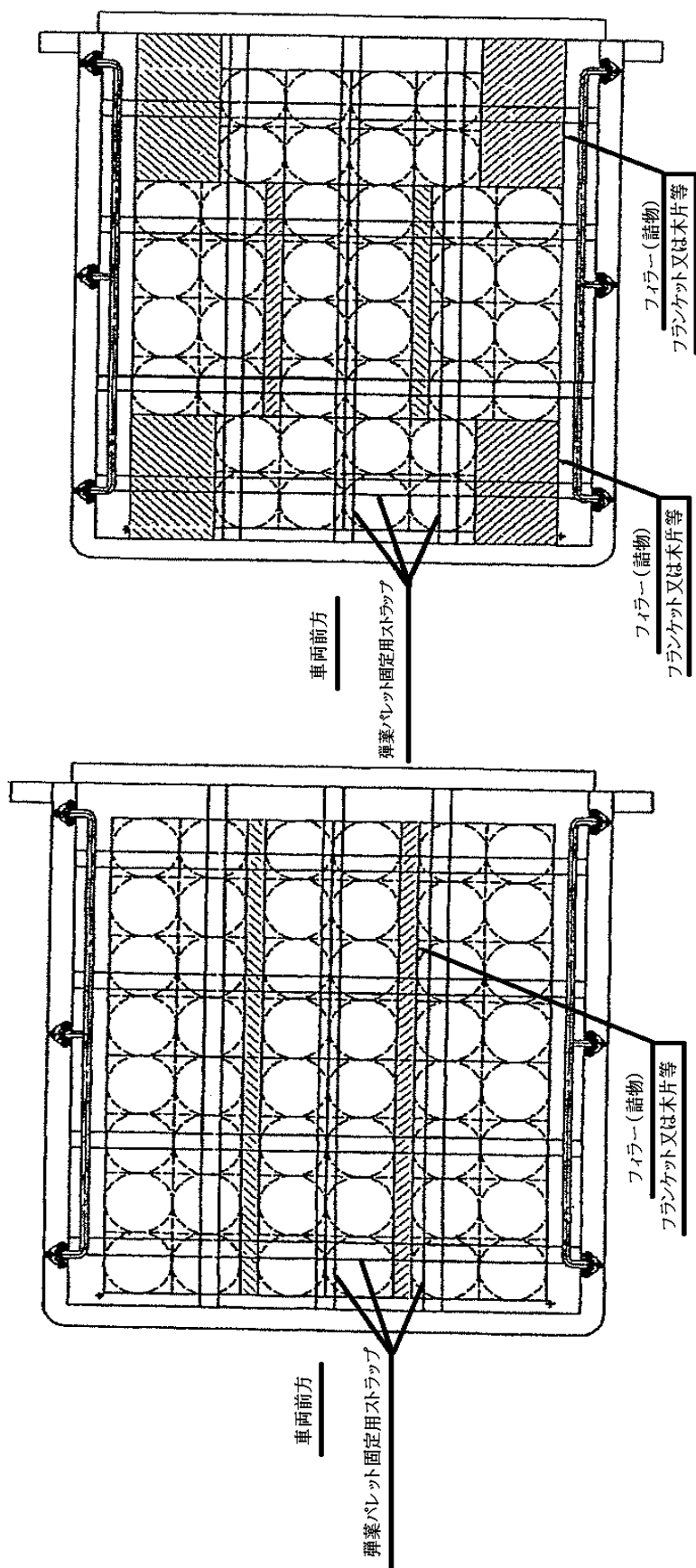


図1—弾薬パレット固定用取付図

単位 mm

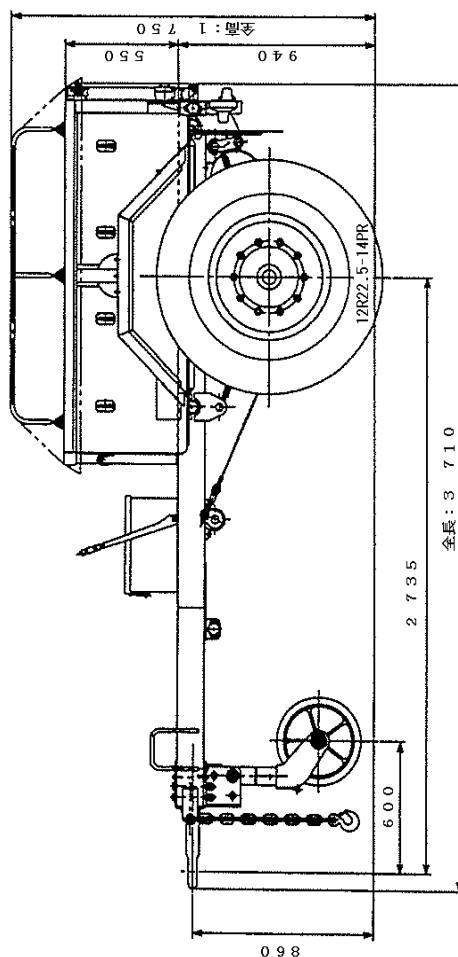
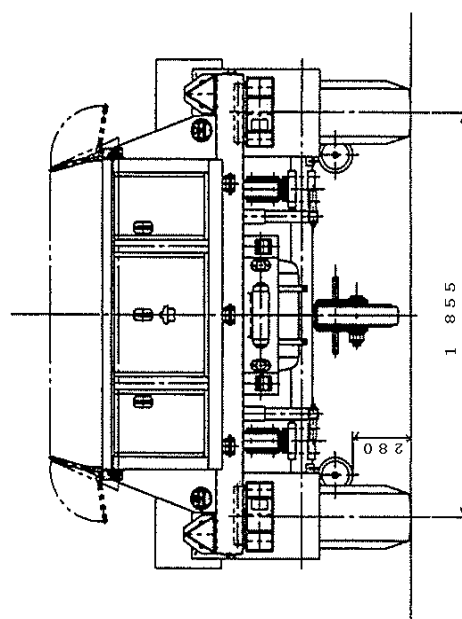
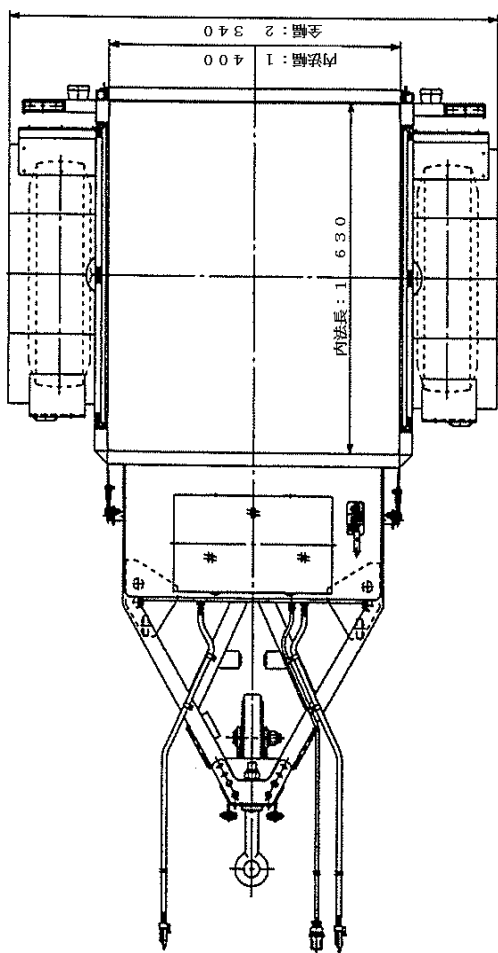


図2-2 t 弾薬トレーラ